

【イギリス】2013年秋季財政演説

主任調査員 海外立法情報調査室 河島 太郎

* イギリスのジョージ・オズボーン (George Osborne) 財務相は、2013年秋季財政演説で緊縮財政の継続、福祉予算の上限設定、平均余命に応じた年金支給年齢の引上げ等の方針を示した。

1 秋季財政演説

イギリスの財務大臣は、毎年晩秋の頃に、最新の経済財政予測に基づく政府の経済計画の修正を記載した秋季財政報告書 (Autumn Statement) を公表して、議会にその報告を行う。これを秋季財政演説といい、例年5月の予算演説と並ぶ財政演説とされている (注1)。2013年12月5日、オズボーン財務相は今年の秋季財政演説を行い、今後の保守・自民連立政権の経済財政政策の方針を示した。

2 2013年秋季財政演説の概要

2013年秋季財政報告書 (以下「報告書」) は、大きく「第1章 秋季財政報告書」と「第2章 秋季財政報告書における政策決定」に、第1章が「イギリス経済と財政」、「経済成長」及び「公平性」に分かれる (注2)。第1章には今後の長期的な政府の経済財政政策が、第2章には第1章で言及された措置全てが記載されている。なお、「付録A」に今年度の資金調達計画の変更が、「付録B」に経済財政予測 (注3) の抜粋がある。以下報告書の第1章に沿って、秋季財政演説の主な内容を紹介する。

(1) イギリス経済と財政

イギリスの2013年度国内総生産 (以下「GDP」) 成長予測は近頃著しく好転し、年度当初の0.6%の2倍を超える1.4%に上方修正された。公的部門純新規借入は1年早く2018年度に黒字に、同純債務残高対GDP比率も同様に2017年度から減少に転じる見込みである。一方、2013年9月に失業率は7.6%に減少しているが、生産性上昇の陰で所得が伸び悩み、消費者物価指数の上昇が続き実質所得を圧迫している (注4)。しかし、政府は現状の財政危機を戦後最大の赤字と見て従来 of 緊縮財政の方針を堅持し、今後各省の予算を1.1%ずつ2年度間削減する。ただし、医療、学校及び政府開発援助の予算は保護され、地方自治体及び歳入関税庁も今回の予算削減の対象外となる。さらに、2014年度予算から福祉予算の総額に上限を設ける意向を示し (注5)、福祉支出が1千億ポンドを超えると上限の射程に入る想定である。長期的視点から年金は福祉予算限度額の対象外とされ、2014年4月に年金額を引き上げ (注6)、原則として全国民に一律額を支給する年金制度を導入する (注7)。ただし、平均余命の伸びに応じ年金支給年齢を引き上げ、年金受給期間を成年後の人生の3分の1に限る原則を示した。これにより、2040年台後半には年金支給年齢が69歳に達する見込みである。

(2) 経済成長

生活水準を持続的に向上させる唯一の方途を経済成長として、供給重視の経済政策を講じる。具体策は①ビジネスレイト（注 8）を減税すること、②イギリスで増加中の小売空き店舗の新規占有者にビジネスレイトを 18 か月間免除すること、③21 歳未満の従業員（最低所得税率の対象者に限る。）の国民保険料の事業主負担を免除して事業主の若年者雇用を容易にすること、④高等教育機関の学生定員枠を撤廃して推定 6 万人の新規大学入学者の増員を図ること、⑤住宅供給を促進するため大規模宅地開発を自由化して基盤整備に資金を投下すること、⑥手頃な価格の新築住宅の供給資金を調達するため地方自治体の住宅会計（注 9）の借入限度額を引き上げること等である。

(3) 公平性

政府の経済強化計画は、政府が公平な社会の実現に携わることによって支えられている。その具体的な施策は、①2014 年度に平均して物価上昇率を上回る公共エネルギー料金の値上げを予定するエネルギー供給業界に対し、エネルギー削減義務（Energy Companies Obligation: ECO）の緩和と引換えに値上額のうち 50 ポンドを抑制させること、②所得税の基礎控除を 1 年早く 2014 年度から 1 千ポンドに引き上げること、③現在一部で試行中の学童への無料給食の実施を促進すること等である。

注(インターネット情報は 2013 年 12 月 16 日現在である。)

- (1) What is the Autumn Statement? – News stories – GOV.UK website. <<https://www.gov.uk/government/news/what-is-the-autumn-statement>>
- (2) *Autumn Statement 2013*, Cm 8747, The Stationery Office, 2013. <<https://www.gov.uk/government/publications/autumn-statement-2013-documents>>
- (3) Office for Budget Responsibility, *Economic and fiscal outlook – December 2013*. <<http://cdn.budgetresponsibility.independent.gov.uk/Economic-and-fiscal-outlook-December-2013.pdf>>
- (4) これにより一部国民の貧困化と所得格差の拡大が進行している。「海外労働事情 イギリス 『絶対的低所得層』前年度から 90 万人増—物価上昇を下回る所得増が原因」労働政策研究・研修機構『Business labor trend』p.34. <<http://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2013/08/034-045.pdf>>
- (5) 具体的な限度額設定基準は明らかでないが国際的に最良の慣行に沿う意向であり、Gösta Ljungman, *Expenditure Ceilings: A Survey* (IMF Working Paper WP/08/282), International Monetary Fund, 2008 <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2008/wp08282.pdf>> がその参考資料とされている。
- (6) 物価上昇率、所得上昇率又は 2.5%のいずれか高率で年金を増額する「三重保障制度」の効果による。河島太朗「保守・自民連立政権合意」『外国の立法』244-1/2 号, 2010.7/8. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3050521>>
- (7) 河島太朗「公的年金制度の一元化構想と年金法案草案の公表」『外国の立法』255-1 号, 2013.4, p.29. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8196105>>
- (8) ビジネスレイトは事業用不動産に課する国税である。河島太朗「2012 年地方財政法の制定」『外国の立法』254-1 号, 2013.2, p.10. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/7544685>>
- (9) 住宅会計は、地方自治体が所有する住宅に関する会計である。『英国の地方自治（概要版）・2011 年改訂版』自治体国際化協会, 2011, p.53. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/series/pdf/j40.pdf>>